

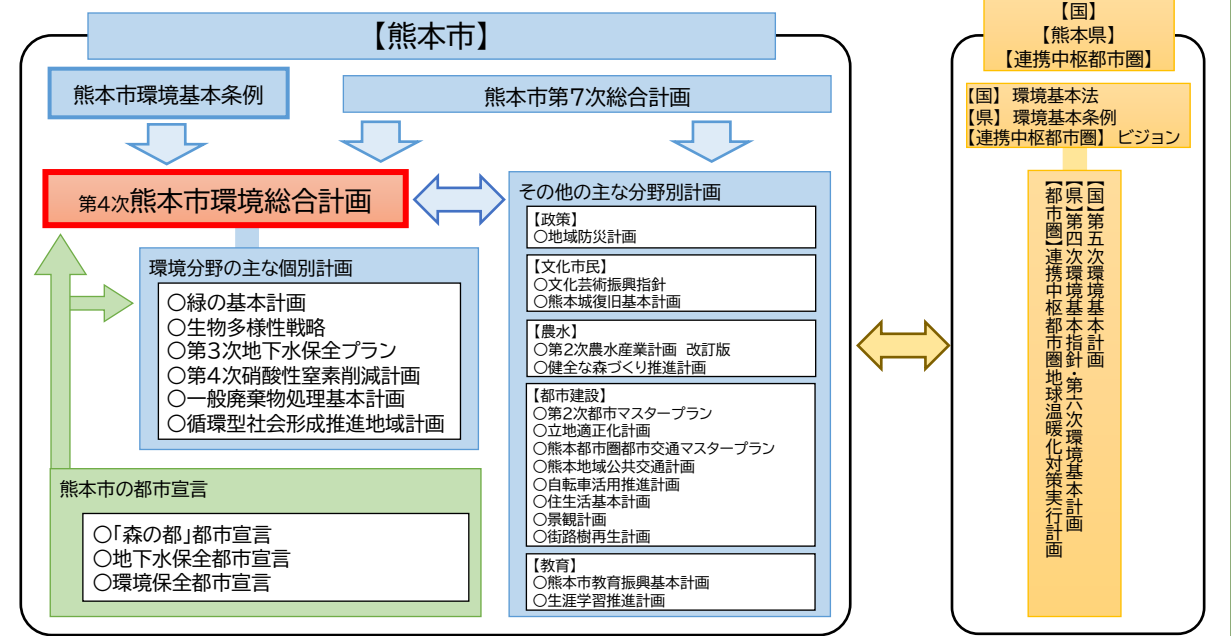
第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景・目的

- 本市は、全国に先駆け、昭和63年(1988年)に環境基本条例を制定し、同条例に基づく計画として、第1次となる環境総合計画を策定以降、第3次に至るまで計画を策定し、環境保全に取り組んできた。
- 新たな環境課題の発生等により、私たちを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、令和3年(2021年)10月、制定以降初めての大幅な条例改正を行った。
- 以上を踏まえ、計画の根幹をなす新たな条例の趣旨に沿った計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、環境基本条例第7条の規定に基づき、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境行政のマスタープランとして策定するもの。



3 計画策定の視点

「①第3次計画の振り返り」と「②本市を取り巻く環境の現状と課題」を踏まえて全面的見直しを行った「③環境基本条例の改正」との整合を図る。また、「④関連計画との整合」を図る。

①第3次計画の振り返り

○温室効果ガス排出量の削減や地下水保全、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の改善が図られたものの、計画全体の目標値である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合(目標値75%)」は57.4%に留まり、目標を達成できなかった。

○第4次計画においては、第3次計画における環境保全の取組を進めるとともに、検証における課題への対応(環境教育の推進、市民等の参画と協働等)を盛り込む。加えて、取組状況の情報発信を積極的に行う。

②本市を取り巻く環境の現状と課題

○地球温暖化、生物多様性の損失など、複雑かつ広域的な環境の問題が年々顕在化している。

○このような中、SDGsとパリ協定が時代の転換点となり、世界中で大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していくことが必要不可欠となっている。

○このように、本市を取り巻く状況は大きく変化している中、令和元年(2019年)7月「SDGs未来都市」に選定され、環境行政においても、SDGsの視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題へ対応する必要がある。

③環境基本条例の改正

①や②を踏まえ、時代に即した新たな環境課題への対応を図るため、令和3年(2021年)10月、条例を大幅に改正。

④関連計画との整合 第7次総合計画や個別計画と整合を図る。今後改定の個別計画にも本計画の方向性を取り込む。

4 対象区域

熊本市全域

5 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間

6 環境の範囲

市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる「生活環境」、「自然環境」、「歴史的及び文化的環境」、「地球環境」

第2章 計画の理念・方針

1 基本理念(目指す都市像)

恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

○本市は、清らかな地下水や豊かな緑をはじめとする自然と、先人が築いた歴史遺産や伝統文化に恵まれた魅力ある都市であり、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を行いながら、官民一体となって、安らぎと潤いのある恵まれた環境の保全に取り組んできた。

○このような中で、これまでの環境課題に加え、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。

○持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、私たちには、持続可能な状態で良好な環境を将来へ継承する責務がある。

○そこで、本市は、これまでの環境保全に取り組んできた経験を活かし、本市の恵まれた環境をまもり、はぐくみながら、未来につないでいく「持続可能な環境都市」を目指す。

2 基本方針

本計画における施策・取組は、基本理念(目指す都市像)の実現に向け、新たな環境課題への対応を盛り込んだ新・熊本市環境基本条例の趣旨に基づき進めていく必要がある。

そこで、以下のとおりの七つの基本方針を掲げ、施策・取組を推進する。

基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる

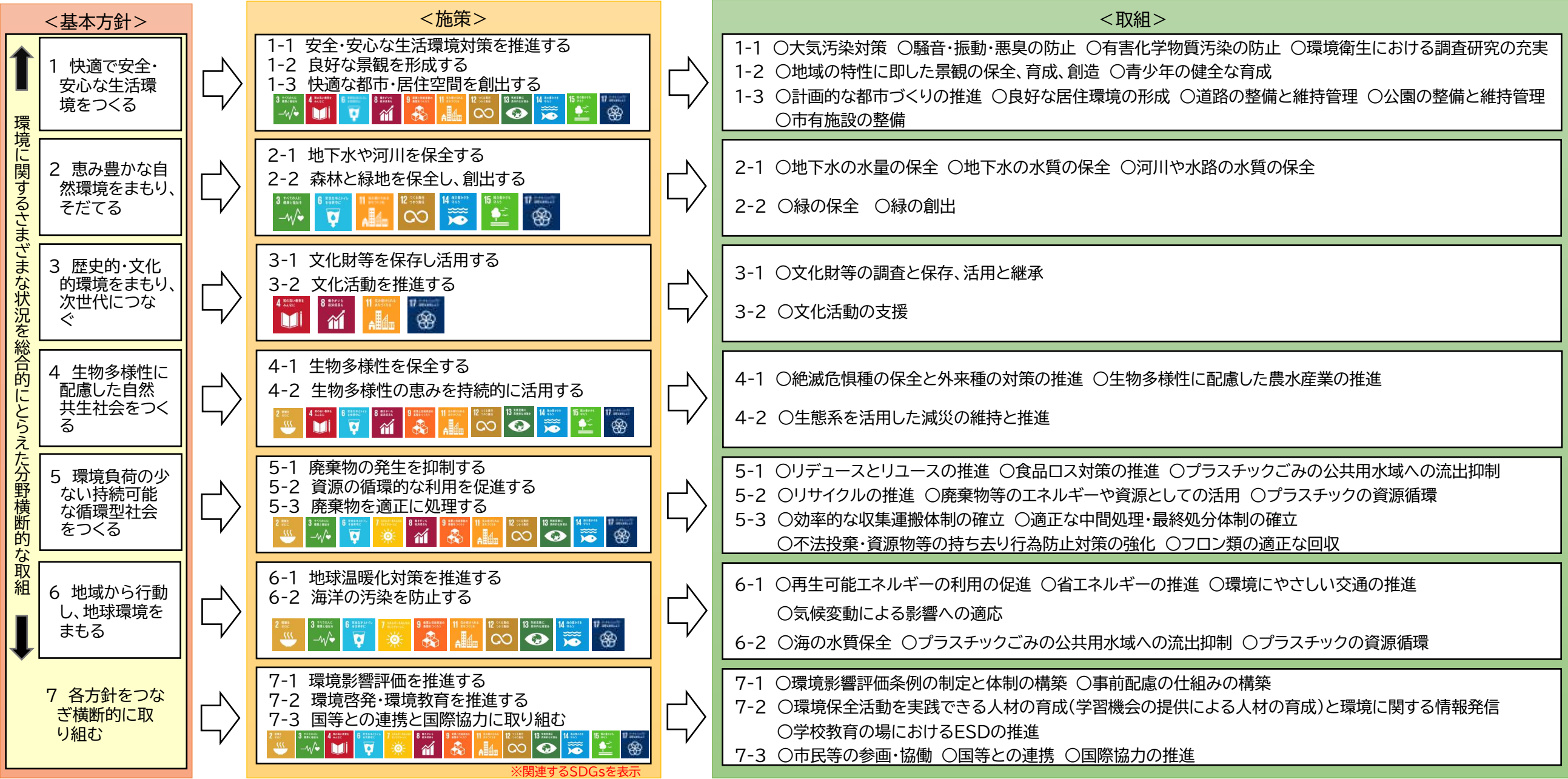
基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

○基本方針1～6は、熊本市環境基本条例第6条(市の施策)に沿った項目

○基本方針7は、同条例第8条(環境影響評価の推進)、第9条(環境教育)、第10条(国等との連携及び国際協力)の3項目を「各方針をつなぎ横断的に取り組む」取組とする。

1 施策体系

基本理念(目指す都市像)の実現に向けた具体的な方向性を示すものとして、七つの基本方針のもと、総合的・体系的に17の施策を展開する。



2 達成指標・成果指標

計画の達成状況及び進捗状況を測るため、以下の指標を設定する。

①達成指標(KGI:最上位目標の達成指標)

達成指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	%	58.5	75

②成果指標(KPI:施策毎の達成状況の評価指標)

施策毎に施策の進捗状況を測る客観的な指標を複数設定
※ 目標値について、令和13年度(2031年度)の設定が困難なものについてはこれ以前の年度において設定し、中間見直しにおいて改めて設定

3 施策の展開

基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

施策1－1 安全・安心な生活環境対策を推進する

取組 1－1－1 大気汚染対策

○大気常時監視による状況把握と市民への情報提供
○アスベスト含有建材を使用する建築物の解体工事の立入等による監視指導 など

取組 1－1－2 騒音・振動・悪臭の防止

○自動車騒音の定期的な測定
○県との連携による新幹線の騒音・振動への対応
○騒音・振動・悪臭の苦情に対する適正な指導 など

取組 1－1－3 有害化学物質汚染の防止

○有害化学物質常時監視による状況把握と情報提供
○PRTR(化学物質排出移動量届出)制度に基づく化学物質の把握と情報提供 など

取組 1－1－4 環境衛生における調査研究の充実

○測定計画に基づく環境汚染物質、食品や感染症の正確な試験・検査の実施
○新たな感染症への対応ための検査体制の充実 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
二酸化窒素(自動車排出ガス測定局)の環境基準達成率	%	100	100
微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率	%	75	100
光化学スモッグ注意報発令回数	回	0	0
アスベスト調査のための解体等工事現場への立入検査数	件	34	300
自動車騒音環境基準達成率	%	97.1	100
有害大気汚染物質の環境基準及び指針達成率	%	100	100
大気中のダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100
測定計画検査数達成率	%	55	100

施策1－2 良好な景観を形成する

取組 1－2－1 地域の特性に即した景観の保全、育成、創造

○地域特性を生かした景観形成の推進
○景観重要建造物等の指定及び保存、修景行為助成
○屋外広告物の適正な許認可事務の実施 など

取組 1－2－2 青少年の健全な育成

○ラブホテル建築規制に関する条例の適切な運用
○青少年に対する街頭指導活動の推進

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
新町・古町地区、川尻地区の町並みづくり助成件数	件	4	5
地域における青少年健全育成活動への参加者数	人	26,187	110,000 (R5)

施策1－3 快適な都市・居住空間を創出する

取組 1－3－1 計画的な都市づくりの推進

○暮らしやすさを維持するため居住誘導区域を設定し日常生活のサービス機能や公共交通の確保
○中心市街地や住宅地の環境に配慮した効率的で秩序ある土地利用の推進 など

取組 1－3－2 良好な居住環境の形成

○環境に配慮した住宅の普及による、災害時の備えにも繋がる新築住宅の質の向上
○良好な住まいの長寿命化に向けた維持管理推進
○空き家対策の総合的推進 など

取組 1－3－3 道路の整備と維持管理

○2環状11放射道路網整備や立体交差化の推進
○歩道整備や電線共同溝の整備による人にやさしく災害に強い歩行空間の創出、道路の長寿命化 など

取組 1－3－4 公園の整備と維持管理

○防災拠点機能や地域活動の拠点機能を踏まえた公園の提供と長寿命化の推進
○水前寺江津湖公園の自然・歴史文化資源の保全と利活用 など

取組 1－3－5 市有施設の整備

○市有施設の計画的な耐震化や長寿命化による適正な管理と財政支出の軽減・平準化
○市有建築物のバリアフリーに配慮した設計の実施 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
都市機能誘導区域内に維持・確保すべき誘導施設が充足している区域の数	区域	13	16 (R5)
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.3	60.7 (R5)
市営住宅建替に伴う解体戸数(累計)	戸	8	392 (R5)
朝ピーク時における自動車の平均旅行速度	km/h	18.7	28.0 (R5)
事業中である幹線道路の整備進捗率(供用率)	%	49	70 (R5)
公園長寿命化計画に基づき改修した公園数(累計)	公園	162	273
建築物の長寿命化に向けた点検の適切な実施と結果の周知、改善指導	%	100	100 (R5)

基本方針2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる

施策2－1 地下水や河川を保全する

取組 2－1－1 地下水の水量の保全

- 地下水位の観測等の地下水環境の調査研究の継続
- 水源かん養林整備等の地下水かん養事業の推進
- 水道の漏水調査実施による、漏水の早期発見・修繕の実施 など

取組 2－1－2 地下水の水質の保全

- 地下水質の常時監視と化学物質汚染等の調査
- 事業者への立入調査による地下水汚染の未然防止
- 適正施肥による硝酸性窒素負荷量の低減 など

取組 2－1－3 河川や水路の水質の保全

- 事業者への立入調査による水質汚濁事故の防止
- 污水处理対策(公共下水道整備、合併浄化槽転換)の推進 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
地下水採取量	万㎥	10,446 (R1)	10,600 (R6)
地下水人工かん養量	万㎥	2,415	3,000 (R6)
河川の環境基準の達成率(BOD)	%	100	100
地下水の硝酸性窒素の環境基準超過井戸の割合	%	16.0	16.0 以下
生活排水処理率	%	94.9	98.6

施策2－2 森林と緑地を保全し、創出する

取組 2－2－1 緑の保全

- 森林経営管理制度の運用による適切な森林管理の推進
- 森林の多面的機能を体感できる場の提供による有効活用のための、市有林の整備
- 民間活力を活用した放置竹林の整備
- 環境保護地区・保存樹木の指定による緑地の保全 など

取組 2－2－2 緑の創出

- 壁面緑化や市電緑のじゅうたん事業などによるヒートアイランド対策や良好な景観づくり
- 植栽の助成や苗木の配布
- 市民活動団体が行う緑化活動の支援 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
緑被率	%	32.8 (H30)	32.8 (R12)
森林経営管理制度に基づく森林所有者意向調査の実施面積	ha	56	720
放置竹林対策(森林・山村多面的機能発揮対策交付金等)に取り組んだ面積	ha	37	71
16地点の緑視率の平均値	%	11.5	25 (R12)
民有地緑化支援事業による緑の創出面積	㎡	520	800

基本方針3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

施策3－1 文化財等を保存し活用する

取組 3－1－1 文化財等の調査と保存、活用と継承

- 熊本城の効率的・計画的な復旧の推進と、復旧過程の戦略的な公開・活用の取組の推進
- 有形文化財や史跡・名称・天然記念物等の歴史的文化遺産の調査と、適正な保存・整備・活用・継承
- 伝統芸能等の無形・無形民俗文化財の保存・継承支援
- 地域で守られてきた「熊本水遺産」の適切な維持管理と、補助制度の利用促進 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
指定文化財件数(累計)	件	270	292
市が所管する指定・登録文化財のうち通常公開を行っている文化財数	件	32	42

施策3－2 文化活動を推進する

取組 3－2－1 文化活動の支援

- 伝統芸能の後世への伝承と様々な文化芸術の分野に関する情報収集や分析を行うことによる次代の担い手の育成
- 文化芸術に身近にふれる機会を増やすため、公民館や学校で邦楽や伝統工芸などの出張公演の実施
- 市民会館等における、魅力あるコンサートや企画展、講演会の開催 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
文化団体助成及び人づくり基金助成の件数	件	17	35
学校等への出張公演の件数	件	13	21
文化施設での市主催公演の件数	件	14	15

基本方針4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

施策4-1 生物多様性を保全する

取組 4-1-1 絶滅危惧種の保全と外来種の対策の推進

○水辺環境の適切な管理と生きものの生息・育成地となる緑地の保全と創出
○絶滅危惧種の生息・育成状況の把握及び保全
○特定外来種の侵入・拡散防止、駆除の実施 など

取組 4-1-2 生物多様性に配慮した農水産業の推進

○農業生産工程管理(GAP)の認証取得の推進による適正な農業経営管理の確立と経営の安定化推進
○水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワーク保全を念頭においたほ場(農地)の整備の実施 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
江津湖の調査における指定外来魚(個体数)の割合	%	4.3	減少
環境保全型農業の実施面積(国交付金事業の取組面積)	ha	55	62 (R5)

施策4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する

取組 4-2-1 生態系を活用した減災の維持と推進

○防災・減災機能の補強といった地域に必要な機能を発揮させるため、生態系の保全と再生、持続的な管理の実施
○森林の山地災害防止機能を発揮させるための、自然の遷移も活用した針広混交林の育成
○街路樹植栽スペースの雨水貯留機能を活用し、大雨時の流出先の負担軽減や、蒸発作用等によるヒートアイランド対策といったグリーンインフラとして活用

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
—	—	—	—

※ 本施策に係る成果指標は設定せず、中間見直しの時点で再度検討

基本方針5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

施策5-1 廃棄物の発生を抑制する

取組 5-1-1 リデュースとリユースの推進

○フリーマーケットの支援
○事業ごみ多量排出事業者への立入・指導強化
○グリーン購入の推進

取組 5-1-2 食品ロス対策の推進

○連携中枢都市圏18自治体が連携したフードドライブの実施
○健康面も考慮した「食べられる量」の調理啓発 など

取組 5-1-3 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制

○市民や民間企業と連携した河川の清掃の実施
○江津湖周辺を対象とした不法投棄パトロールの実施

成果指標	単位	R1基準値	R13目標値
ごみ総排出量(資源化された量を含む) (1人1日当たり)	t (g)	263,004 (983)	237,408 (905)
家庭ごみ処理量(資源化された量を除く) (1人1日当たり)	t (g)	123,791 (463)	105,672 (403)
事業ごみ処理量(資源化された量を除く)	t	95,039	88,490

施策5-2 資源の循環的な利用を促進する

取組 5-2-1 リサイクルの推進

○地域団体の市民リサイクル活動の支援と活性化策の推進
○ごみカレンダーアプリの普及啓発と分別方法の情報発信
○ごみステーションでの違反ごみに対する啓発 など

取組 5-2-2 廃棄物等のエネルギーや資源としての活用

○下水処理水の農業用水への利用や下水汚泥の資源化、消化ガスのエネルギーとしての有効活用
○環境工場の熱エネルギーの有効活用 など

取組 5-2-3 プラスチックの資源循環

○ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減やバイオプラスチック利用促進に取り組む民間企業の支援
○指定収集袋へのバイオマスプラスチック配合に向けた検討の実施

成果指標	単位	R1基準値	R13目標値
家庭ごみのリサイクル率	%	23.9	30.0

施策5-3 廃棄物を適正に処理する

取組 5-3-1 効率的な収集運搬体制の確立

○「ふれあい収集」制度の利用者増に対応した体制の整備
○民間活力の導入を含めた、適正かつ効率的なごみ収集運搬体制の在り方の検討 など

取組 5-3-2 適正な中間処理・最終処分体制の確立

○発電効率が高い運転手法の実施や、工場内で使用する電気の削減による、環境負荷の低減
○搬入埋立ごみの破碎による埋立量の減容化 など

取組 5-3-3 不法投棄・資源物等の持ち去り行為防止対策の強化

○中心市街地での商店街等との連携、山間地での計画的なパトロールによる不法投棄の早期発見と対策の実施
○持ち去り行為対策(通報・パトロール・買取業者への立入、行政処分)の実施 など

取組 5-3-4 フロン類の適正な回収

○オゾン層破壊物質の適正な回収及び処理の啓発
○フロン回収処理事業者への適切な指導
○市施設におけるフロンを含む機器の適正管理 など

成果指標	単位	R1基準値	R13目標値
年間の埋立処分量	t	24,862	19,889

基本方針6 地域から行動し、地球環境をまもる

施策6-1 地球温暖化対策を推進する

取組 6-1-1 再生可能エネルギーの利用の促進
○行政率先による再エネの活用
○住宅、オフィス、工場等への再エネ設備の導入促進
○自立・分散型のエネルギーシステムの普及拡大 など

取組 6-1-2 省エネルギーの推進
○住宅・事業所等の省エネ化の推進
○ZEH・ZEBの導入促進
○農産物の地産地消の推進 など

取組 6-1-3 環境にやさしい交通の推進
○モビリティマネジメントの展開による公共交通機関の利用促進
○次世代自動車の普及促進による温室効果ガス削減
○自転車走行環境の整備 など

取組 6-1-4 気候変動による影響への適応
○ハザードマップの周知、災害に強い都市基盤の整備と保全
○熱中症に係る情報提供による被害防止
○温暖化等の気候変動に対応した生産資材の普及や、ノリの養殖における海域データ解析 など

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
温室効果ガス排出量(熊本連携中枢都市圏)	千t-CO ₂	9,970 (H25)	5,982 (R12)
公共交通機関利用者数	千人	53,216 (R1)	56,000 (R7)
通勤時間帯の自転車交通量	台	13,793 (R1)	16,500 (R12)
交通結節点等駐輪場の利用台数	台	4,250	5,100 (R12)
低コスト耐候性ハウスの導入面積	ha	75	84 (R5)

施策6-2 海洋の汚染を防止する

取組 6-2-1 海の水質保全
○下水道高度処理施設の導入による有明海の水質改善

取組 6-2-2 プラスチックごみの公共用水域への流出抑制 【再掲】
○市民や民間企業と連携した河川の清掃の実施
○江津湖周辺を対象とした不法投棄パトロールの実施

取組 6-2-3 プラスチックの資源循環 【再掲】
○ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減やバイオプラスチック利用促進に取り組む民間企業の支援
○指定収集袋へのバイオマスプラスチック配合に向けた検討の実施

成果指標	単位	R2基準値	R13目標値
COD(海域)環境基準達成率	%	33.3	33.3以上
プラスチックごみの削減に取り組んでいる市民の割合	%	75.4	90

基本方針7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

施策7-1 環境影響評価を推進する

取組 7-1-1 環境影響評価条例の制定と体制の構築
○「(仮)熊本市環境影響評価条例」の制定と環境影響評価に必要な評価体制の構築
○条例施行にあつての、事業者や市民への周知 など

取組 7-1-2 事前配慮の仕組みの構築
○熊本市公共事業環境配慮指針の適切な運用と、環境配慮に関する最新の動向を踏まえた全面改訂
○建築物環境配慮制度による環境に配慮された建築物の建築を誘導するための啓発の実施

施策7-2 環境啓発・環境教育を推進する

取組 7-2-1 環境保全活動を実践できる人材の育成(学習機会の提供による人材の育成)と環境に関する情報発信
○体験の機会の場の認定制度の活用による支援
○「体験型」の環境学習会や市民のニーズに応じた出前講座の実施
○ホームページやSNSでの情報発信 など

取組 7-2-2 学校教育の場におけるESD(持続可能な開発のための教育)の推進
○持続可能な社会の実現に向けて、小・中学生の問題解決能力やコミュニケーション能力を育成
○主に小学4年生を対象に、環境に関する副読本の配布
○学校給食等における地域の農水産物の活用や農水産物に対する理解を深める食育活動の推進 など

施策7-3 国等との連携と国際協力に取り組む

取組 7-3-1 市民等の参画・協働
○市民等の参画・協働により、より事業効果が高まるものをはじめ、積極的に市民等の参画・協働を実施
※基本方針1～6の分野ごとに主な取組例を記載

取組 7-3-2 国等との連携
○地下水かん養をはじめとした広域的な地下水保全対策を推進
○外来種駆除に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施
※国、県、連携中枢都市圏、近隣自治体、全国の自治体、大学等の研究機関、民間事業者ごとに主な取組例を記載

取組 7-3-3 国際協力の推進
○東アジア経済交流推進機構を通じたネットワークの構築
○水に関する本市の取組の発信・共有による国内・国際協力
○都市緑化に関する国際交流

4 重点的取組

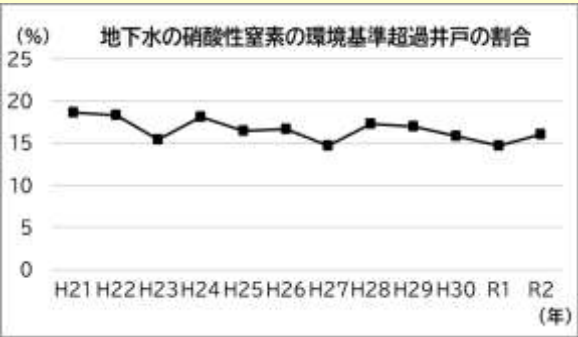
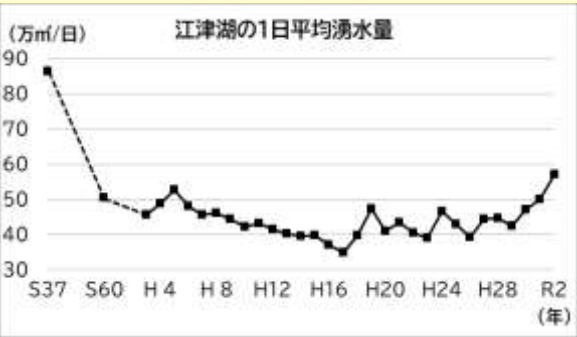
本計画では、基本理念(目指す都市像)の実現に向け、**七つの基本方針**を掲げ、**17の施策**を総合的に推進するが、計画期間内に重点的に取り組むものを「重点的取組」と位置付ける。
【位置付けの視点】 ① 本市の地域特性を踏まえた取組 ② 国を挙げた最優先課題への対応のための取組

重点的取組1 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくりの推進
～ アジア・太平洋水サミットと全国都市緑化くまもとフェアを契機とした、継続・発展的な取組展開～

■ 概要

(地下水の保全)

- 本市は、74万市民の水道水源を100%地下水で賄っている「日本一の地下水都市」であり、地下水保全のため、昭和51年(1976年)、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議された。
- その後、昭和52年(1977年)に「地下水保全条例」を制定し、水量保全に関する取組を進めてきた。また、平成19年(2007年)には、水量保全・水質保全・節水を含む総合的な条例に改正した。更に、平成21年(2009年)3月には、「地下水保全プラン」を策定し、市民・事業者・行政が連携・協力して総合的な地下水保全対策を実施してきた。
- 水源かん養林の整備、水田湛水等の水量保全対策効果により、地下水位の低下傾向の鈍化や、江津湖の湧水量の改善傾向が確認されている。また、地下水質についても、これまでの取組により概ね良好な状態にあるが、地下水保全対策には長期的な取組が必要であることから、引き続き関連施策を推進する。



(緑あふれるまちづくり)

- 本市は緑豊かな都市であり、「森の都」の名で市民に親しまれてきたが、昭和20年(1945年)の熊本大空襲で多くの緑を焼失した上、都市化により緑が失われ「森の都」のイメージが希薄になりつつあった。昭和47年(1972年)、これを取り戻すため、市議会で「森の都」都市宣言が決議され、森の都作戦によって、緑の保全や創造に取り組んできた。
- その後、平成元年(1989年)には、「ふるさとの森基金条例」や「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定、平成17年(2005年)には「緑の基本計画」を策定し、緑に関する多くの施策・事業を展開し、緑地保全に取り組んできた。

○この豊かな緑を良好な状態で次の世代に引き継ぐにあたり、これまでの「量」の確保に加え、緑の持つ多面的な機能や効用である緑の「質」を高めるため、多様な主体や市民の参画、協働、連携による緑のまちづくりが重要となる。



■ 取組

恵まれた水資源の保全

令和2年(2020年)3月に改定した、第3次熊本市地下水保全プランの基本目標である「恵まれた水資源の保全」に向け、四つの基本方針「地下水及び公共用水域の水質保全」・「地下水量の保全」・「広域連携や協働による地下水の保全」・「くまもと水ブランドの発信」に沿って、関連施策を推進する。推進にあたっては、公益財団法人くまもと地下水財団をはじめ地下水を共有する熊本地域、更に、連携中枢都市圏の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組む。

持続可能な「森の都」の実現に向けた緑の保全・創出

令和3年(2021年)3月に改定した、「緑の基本計画」の基本理念である「持続可能な「森の都」の実現に向け、四つの基本方針「緑を守る」・「緑を育む」・「緑を活かす」・「緑を繋げる」に沿った、関連施策を推進する。推進にあたっては、効果的な事業推進について合わせて検討を進める。

■ 主な関連施策

基本方針		施策		取組	
2	恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる	2-1	地下水や河川を保全する	2-1-1	地下水の水量の保全
				2-1-2	地下水の水質の保全
				2-1-3	河川や水路の水質の保全
		2-2	森林と緑地を保全し、創出する	2-2-1	緑の保全と活用
				2-2-2	緑の創出
7	各方針をつなぎ横断的に取り組む	7-2	環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1	環境保全活動を実践できる人材の育成(学習機会の提供による人材の育成)と環境に関する情報発信
				7-2-2	学校教育の場におけるESDの推進
		7-3	国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1	市民等の参画・協働
				7-3-2	国等との連携
				7-3-3	国際協力の推進

第3章 基本計画

重点的取組2 持続可能な脱炭素社会の実現 ～「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して～

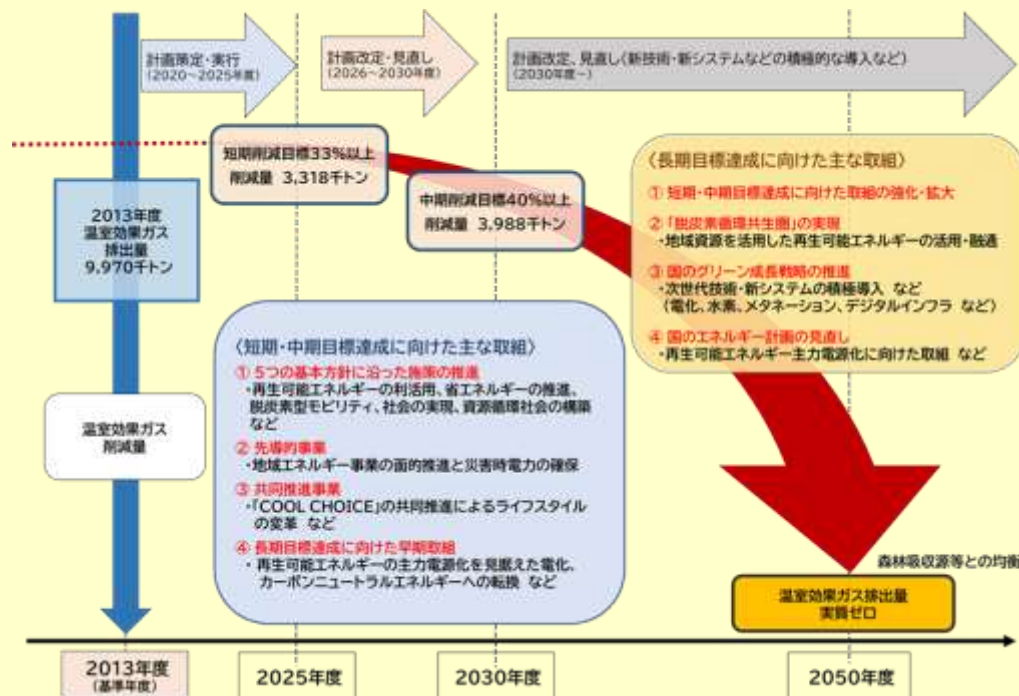
■ 概要

○令和2年(2020年)10月、菅前総理による「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」宣言以降、令和3年(2021年)5月には、国会で「改正地球温暖化対策推進法」が可決・成立し、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が法律に位置付けされるなど、脱炭素社会の実現に向けた国の動きが加速している。

○本市では、令和元年度(2019年度)より本市が出資する地域エネルギー会社と連携した「地域エネルギー事業」を開始し、環境工場における発電余剰電力の市有施設への供給や大型蓄電池の整備等に取り組んでいる。

○熊本連携中枢都市圏(18市町村)共同による温暖化対策推進の取組として、令和2年(2020年)1月、「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言するとともに、令和3年(2021年)3月、連携中枢都市圏として全国で初となる地球温暖化対策実行計画を策定した。

○今後、都市圏が一体となって同計画を着実に推進するとともに、本市の事務事業における脱炭素化に向けて率然的取組を推進する必要がある。



■ 主な関連施策

基本方針		施策		取組	
6	地域から行動し地球環境をまもる	6-1	地球温暖化対策を推進する	6-1-1	再生可能エネルギーの利用の促進
				6-1-2	省エネルギーの推進
				6-1-3	環境にやさしい交通の推進
				6-1-4	気候変動による影響への適応

■ 取組

熊本連携中枢都市圏での連携推進

熊本連携中枢都市圏が一体となって、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に掲げた四つの重点取組を積極的に推進する。



脱炭素化に向けた率然的取組の推進

「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた行政の率然的取組として、市有施設等における太陽光発電設備や大型蓄電池の拡充、市有施設照明のLED化などの省エネ・蓄エネ・再エネに関する取組を推進し、本市の事務事業における脱炭素化を目指す。

基本方針		施策		取組	
7	横断的に取り組む	7-2	環境啓発・環境教育を推進する	7-2-1	環境保全活動を実践できる人材の育成(学習機会の提供による人材の育成)と環境に関する情報発信
				7-2-2	学校教育の場におけるESDの推進
		7-3	国等との連携と国際協力に取り組む	7-3-1	市民等の参画・協働
				7-3-2	国等との連携

第4章 SDGsとの関係性

SDGsを達成するためには、経済や社会の基盤となる環境の保全が必要不可欠である。本計画では、生活、自然、歴史的及び文化的、地球環境といったあらゆる環境分野に取り組むことでSDGs達成に貢献する。本項では、SDGsの17の目標(ゴール)と、目標達成に貢献する本計画の取組等との関連性を整理している。

SDGs	目標達成に貢献する本計画の主な取組等
	・食品ロス削減 ・温暖化等の気候変動に対応した品種、生産技術、資材などの普及推進 ・ノリの養殖について温暖化など環境の変動に対応
	・大気、水質、土壌汚染への対策 ・有害化学汚染物質の汚染防止 ・環境衛生における調査研究の充実
	・環境保全活動を実践できる人材の育成と環境に関する情報発信 ・ESDの推進
	・地下水の量と質の保全 ・河川や水路の水質保全 ・生物多様性の保全 ・環境影響評価の推進
	・再生可能エネルギーの利用促進 ・省エネルギーの推進

SDGs	目標達成に貢献する本計画の主な取組等
	・グリーン購入、環境に配慮した住宅の普及、持続可能なインフラの整備と維持管理、食品ロスの削減による資源効率の改善
	・自立・分散型エネルギーシステムの普及拡大
	・大気の保全 ・歴史的・文化的環境の保全 ・廃棄物の適正処理 ・気候変動による影響への適応 ・環境影響評価の推進
	・廃棄物の発生抑制 ・資源の循環的な利用 ・環境影響評価の推進

SDGs	目標達成に貢献する本計画の主な取組等
	・地球温暖化対策の推進 ・気候変動による影響への適応
	・海洋の汚染防止 ・生物多様性の保全 ・環境影響評価の推進
	・緑の保全と創出 ・生物多様性の保全 ・環境影響評価の推進
	・市民等の参画・協働 ・国等との連携 ・国際協力の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 組織横断的な計画構築及び推進

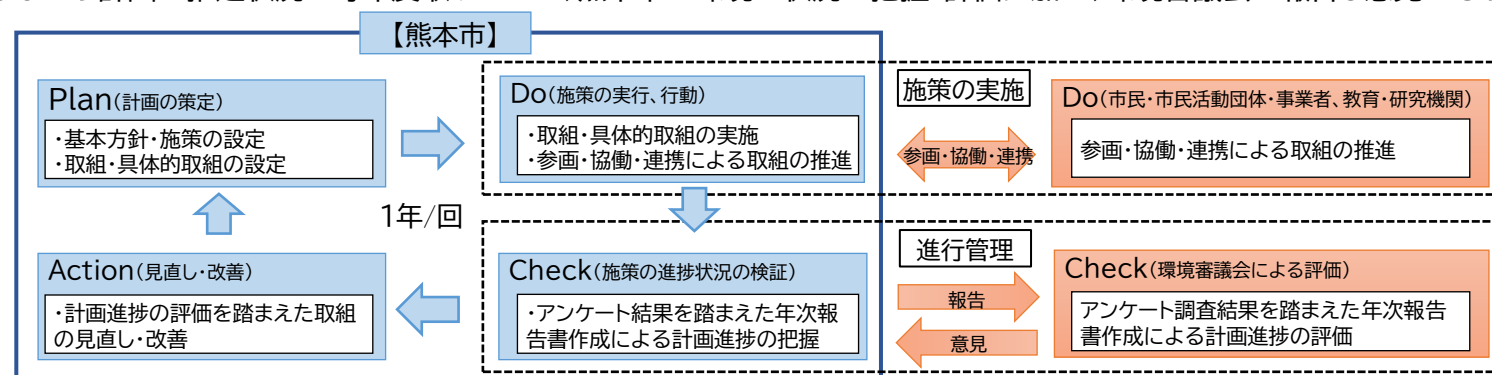
環境・経済・社会の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的取組を推進するため、本計画に基づき熊本市の良好な環境の確保に関する施策を推進する。

(2) 多様な主体との参画・協働・連携

市の環境部局における各分野の横のつながりを確保しながら、様々な環境分野で活動する市民、市民団体、事業者、大学等の教育・研究機関といった各主体の参画・協働・連携に向けた取組を推進する。さらに、広域的な環境課題の解決を図るため、国や県、連携中枢都市圏やその他の地方公共団体との連携を充実させる。

(3) 計画の外部評価体制・進捗管理

本計画の進捗管理はPDCAサイクルを繰り返すことにより行うとともに、市民アンケートを毎年度実施し、熊本市の良好な環境の確保についての意識調査を行うとともに、アンケート結果を踏まえて、市の関係部局と確認しながら計画の推進状況を毎年度取りまとめ、熊本市の環境の状況の把握・評価に加え、環境審議会へ報告し意見をもらうことで、環境分野の個別計画の運用及び施策に反映させる。



2 計画の見直し

計画5年目の令和8年度(2026年度)に、社会情勢の変化などに対応するために中間見直し(改定)を行う。ただし計画の根幹である、基本理念(目指す都市像)、基本方針は変更しない。

今後のスケジュール

12～1月	パブリックコメント
3月	令和4年第1回定例会にて最終案の報告
3月末	策定